

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や  
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

## 国民健康保険税が軽減されます

### 対象者

- (1) 宝達志水町国民健康保険に加入している方
- (2) 失業時点で65歳未満の方
- (3) 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが以下のいずれかに該当する方

#### <特定受給資格者（倒産・解雇など事業主の都合により離職した方）>

- コード： 1 1 （解雇）  
1 2 （天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇）  
2 1 （雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)）  
2 2 （雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)）  
3 1 （事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職）  
3 2 （事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職）

#### <特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）>

- コード： 2 3 （期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)）  
3 3 （正当な理由のある自己都合退職）  
3 4 （正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間6ヶ月以上未満)）

- ※以下の雇用保険受給資格者証をお持ちの方は軽減対象ではありません
- ・特例受給資格者証（季節的に雇用されるまたは短期雇用特例被保険者の方が所有）
  - ・高齢受給資格者証（65歳到達以後に離職された方が所有）

### 軽減内容

国保税の算定及び高額療養費の所得区分の判定を、非自発的失業者に係る前年の給与所得を 30/100 とみなして行います。

※給与所得以外の所得は軽減されません。

※当年4月～7月における高額療養費の所得区分判定は前々年中の給与所得を 30/100 として判定します。

### 軽減期間

離職日の翌日から、翌年度末（高額療養費の所得区分は適用終期(7月末)）までです。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※軽減適用期間内に、勤務先の健康保険への加入などにより国民健康保険を脱退した時は、その時点で軽減は終了します。

### 申請に必要なもの

- (1) 宝達志水町国民健康保険被保険者証（国保加入前の方は不要）
- (2) 雇用保険受給資格者証
- (3) 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」

### 受付窓口

- ・宝達志水町 健康づくり推進室(町民センターアステラス内) (TEL : 0767-23-4545)
- ・宝達志水町 税務住民課（宝達志水町役場内）